平成29年2月1日版

－中小企業等経営強化法－

# 経営力向上計画

# 策定・活用の手引き

# 目　　次


１．中小企業等経営強化法　経営力向上計画の概要

（１）制度の概要 2

（２）制度利用のポイント 2

（３）中小企業・中小企業者等の範囲 3

（４）制度活用の流れ 4

２．手続き方法

①経営力向上計画の策定

（１）計画策定の前に 5

（２）申請様式の記載方法 5

②各事業分野の主務大臣に提出 9

③提出書類 10

④固定資産税の軽減、各種金融支援

（ｉ）固定資産税の軽減 11

（ii）各種金融支援 14

⑤変更申請 16

⑥変更申請の際の提出書類 17

３．よくある御質問 18

４．事業分野と提出先 22

５．ホームページ・問合せ先 33

# 1．中小企業等経営強化法　経営力向上計画の概要

## （1）制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。
また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

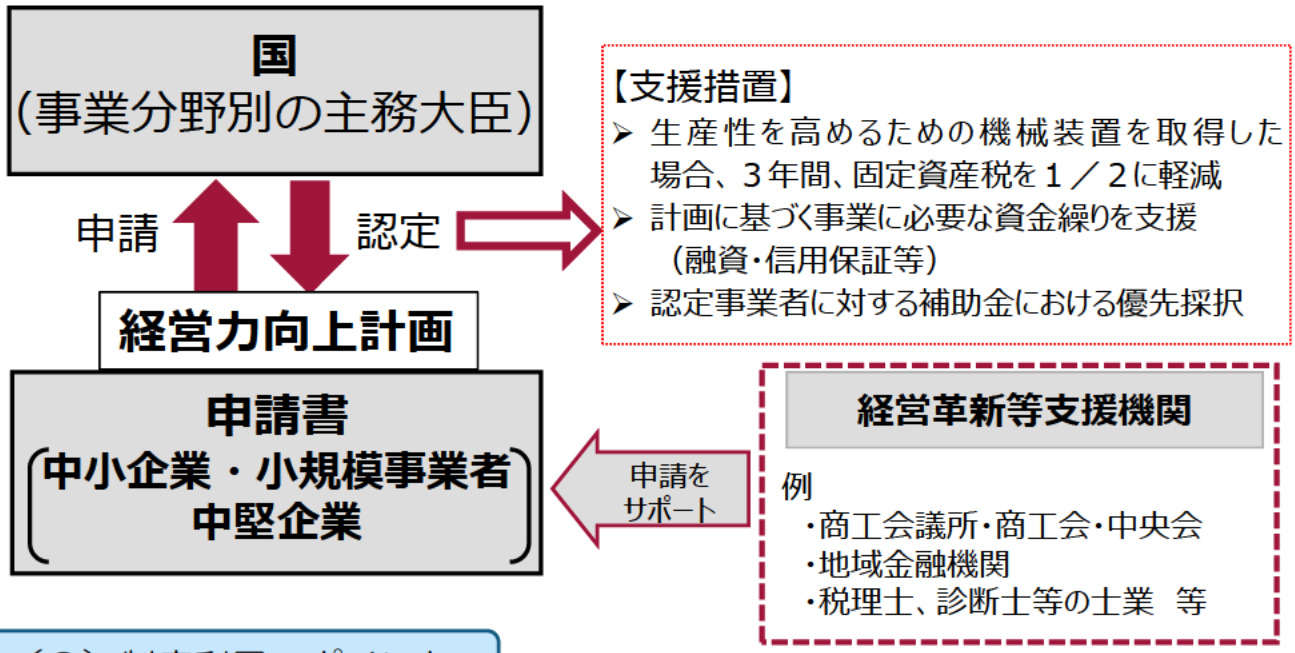


## （2）制度利用のポイント

【ポイント１】申請書類は実質２枚
①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント２】計画策定をサポート
認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント３】認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の固定資産税が半分に
計画認定を受けた場合、資本金1億円以下の会社、 個人事業主などは、①160万円以上の機械及び装置であって、②生産性が年平均１％以上向上等の要件を満たせば、固定資産税の課税標準が３年間半額になります。

【ポイント４】その他の金融支援もご用意
計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

# 1．中小企業等経営強化法　経営力向上計画の概要

## （3）中小企業・中小企業者等の範囲

中小企業・小規模事業者（金融支援）、中堅企業（一部金融支援）、中小事業者等（固定資産税）の対象範囲は以下のとおりです。

| 定義 | 中小企業者等 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ア<br>中堅企業・その他政令で定める法人(※1)<br>※イに該当する者を除く | イ<br>中小企業者 | ウ<br>中小事業者等<br>（租特税法の中小事業者及び中小企業者） | エ<br>小規模事業者 |
| | 資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人 | （※2）<br>【中小企業者の定義】のとおり | 会社及び資本又は出資を有する法人：資本金又は出資の総額が１億円以下<br><br>資本又は出資を有しない者：従業員数1000人以下 | （製造業その他）<br>従業員数20人以下<br><br>（商業・サービス業）<br>従業員数5人以下 |
| 経営力向上計画の認定 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ・商工中金による低利融資<br>・食品流通構造改善促進機構による債務保証（食品製造業者等のみ対象） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ・中小企業基盤整備機構による債務保証 | ○ | × | △<br>※イに該当する者を除く | × |
| ・中小企業信用保険法の特例<br>・中小企業投資育成株式会社法の特例<br>・日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット<br>・日本政策金融公庫による低利子融資 | × | ○ | △<br>※イに該当する者のみ | ○ |
| 固定資産税の軽減措置 | △<br>※ウに該当する者のみ | △<br>※ウに該当する者のみ | ○ | △<br>※ウに該当する者のみ |

※1【「その他政令で定める法人」の定義】

中小企業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれます。

※2　【中小企業者の定義】

| | | 製造業その他 | 卸売業 | 小売業 | サービス業 | 政令指定業種（※右記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | ゴム製品製造業 | ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 旅館業 |
| 資本金 | 右欄の上下どちらかで判断 | 3億円以下 | 1億円以下 | 5000万円以下 | 5000万円以下 | 3億円以下 | 3億円以下 | 5000万円以下 |
| 従業員数 | | 300人以下 | 100人以下 | 50人以下 | 100人以下 | 900人以下 | 300人以下 | 200人以下 |

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合についても、中小企業者と同様の支援措置を受けることができます。

## みなし大企業について

※いわゆるみなし大企業については、経営力向上計画の認定の対象となりますが、固定資産税の軽減措置については対象外となります。
税制措置の対象外になる法人は以下のとおりです。
・同一の大規模法人（資本金1億円を超える法人）に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人
・2以上の大規模法人（資本金1億円を超える法人）に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人

# 1．中小企業等経営強化法　経営力向上計画の概要

## （4）制度活用の流れ

### 計画提出の前にお願いしたいこと

**固定資産税軽減の措置を受ける場合**

- 固定資産税の軽減を希望される方は、計画申請を受ける際、「工業会等による証明書」が必要になります。
- 設備メーカーを通じて、当該設備を担当する工業会等による証明書発行を申請し、経営力向上設備等の証明書を取得して下さい。
- 工業会等の証明書の様式は8ページに掲載しておりますので、お間違いの無いようお願いします。
- なお、証明書は申請してから発行されるまで数日～2ヶ月程度かかります。工業会等にご確認ください。

**金融支援を受ける場合**

- 計画認定後に、金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、16ページに掲載している関係機関にご相談ください。

↓

**各事業分野の主務大臣に提出**

- 事業分野によって提出先が異なります。詳しくは9ページをご確認ください。
- 経営力向上計画に位置づける設備（機械及び装置）は、計画策定後に取得することが原則です。先に設備を取得した場合には、11ページをご確認ください。

↓

**主務大臣による認定**

- 主務大臣から認定書が交付されます。

標準処理期間
３０日
※事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合４５日

↓

**固定資産税の軽減、各種金融支援を受け、経営力向上のための取組（設備投資等）を実行**

# 2．手続き方法　①経営力向上計画の策定

## （1）計画策定の前に

### 経営力向上計画認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
  http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/　経営強化法　検索

### 事業分野と事業分野別指針について

- 事業分野（業種）によっては、事業分野を所管する省庁において、「事業分野別指針」を策定している場合があります。経営力向上計画に取組む事業分野において、「事業分野別指針」が策定されている場合、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。
- 経営力向上計画提出の窓口については、経営力向上に取り組む事業の分野により異なりますので、詳しくは22～32ページをご確認ください。
- 「事業分野別指針」が策定されていない事業分野については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定してください。

### 事業分野別指針・基本方針の入手方法

- 事業分野別指針と基本方針は以下のURLからダウンロードできます。
  http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/　経営強化法　検索

## （2）申請様式の記載方法

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

平成２８年７月１日

○○経済産業局長　××△△　殿

住　　所　●●県××市△△1－3－1
名 称 及 び　株式会社ＭＥＴＩ
代表者の氏名　代表取締役　中小太郎　　印

中小企業等経営強化法第１３条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

- 宛名は経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 「官職＋氏名」としてください。
- 業を所管する省庁が複数ある場合は連名としてください。
- 詳しくは、22～32ページをご確認ください。

- 氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

# 2．手続き方法　①経営力向上計画の策定

## （2）申請様式の記載方法

1　名称等

| | |
|---|---|
| 事業者の氏名又は名称 | 株式会社ＭＥＴＩ |
| 代表者名（事業者が法人の場合） | 代表取締役　中小　太郎 |
| 資本金又は出資の額 | ２０００万円 |
| 常時雇用する従業員の数 | ７５人 |
| 法人番号 | ×××××××××××× |

注意

2　事業分野と事業分野別指針名

事業分野（282 電子部品製造業（2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業））　事業分野別指針名（製造業に係る経営力向上に関する指針）

注意

3　実施時期

平成　２８年　　１２月　～　平成　３１年　　１１月

4　現状認識

| | | |
|---|---|---|
| ① | 自社の事業概要 | 変圧器の製造を行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。 |
| ② | 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向 | 主力商品は電気機械用変圧器である。取引先数は主要顧客のＡ社を中心に 30 社程であり、高品質需要の増加に伴い取引先数も増えている。当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力であり、弱みは価格力である。競合は変圧器メーカーのＢ社であり、当社に比べ低価格・短納期での商品販売を行っているものの品質は低い。 |
| ③ | 自社の経営状況 | 売上は 26 年度 1,620,000 千円、27 年度 1,650,000 千円と増加している一方で営業利益については 26 年度 80,000 千円、27 年度 76,000 千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず効率の悪い機械が中心の製造ラインがあること、②熟練工員の定年退職に技能承継が間に合わず適切な工程設計ができる人員がいないこと、③多台持ちができる若手工員が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由から、労働生産性（(営業利益＋人件費＋減価償却費)／労働者数)が低い事が考えられる。 |

5　経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

| 指標の種類 | A 現状（数値） | B 計画終了時の目標（数値） | 伸び率（(B−A)／A）(%) |
|---|---|---|---|
| 労働生産性 | 1,815 千円 | 1,834 千円 | 1% |

- 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。
- 計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する分類コードと小分類名を記載します。小分類の中で所管省庁が異なる場合があるので、できるだけ細分類名も併記してください。
- 複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。
- 計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。
- 事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。
- ３年、４年、５年のいずれかとしてください。（本記載例の場合、当年12月～翌年11月までで一年となります。当年12月～翌年12月とした場合期間は一年一ヶ月となりますのでお気をつけください）
- 固定資産税の課税標準の特例の対象となる経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。
- 計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします。
- 自社の事業等について記載してください。
- 事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取組内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記してください。
- 顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。
- 企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。
- 上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。
- 「指標の種類」欄は、事業分野別指針で定められた指標がある場合には当該指標を記載し、事業分野別指針が定められておらず、基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。

【指標の計算について】

- 基本方針で定められる労働生産性の計算式は以下のとおりです。
  労働生産性＝（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷労働投入量
  （労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）
  なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますのでご留意下さい
- また、現状の数値Aがマイナスとなる場合は、伸び率の計算の際に分母Aを絶対値として計算してください。

# 2．手続き方法　①経営力向上計画の策定

## （2）申請様式の記載方法

6　経営力向上の内容

| | 事業分野別指針の該当箇所 | 実施事項（具体的な取組を記載） | 新事業活動への該非（該当する場合は○） |
|---|---|---|---|
| ア | ハ(2) | 定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術指導員による講習を行うことで工程設計に関する技能承継を図る。また、工程設計、加工工程等の一部に関して業務マニュアルの作成及び作業工程の動画撮影等を行いながら、暗黙知を形式知化し他の工員へ共有する事で製造コストの低減を図る。 | |
| イ | イ(1) | 多台持ちに関して、アに記載した事項に加え技術指導員によるＯＪＴを行いながら多台持ちの促進に取り組む。 | |
| ウ | ホ(1) | 自動巻線機の更新を行う。変圧器の部品の一つに鉄心に銅線を巻き付けることで製造するコイルがあり、この鉄心の巻き付け作業を行うのが自動巻線機である。自動巻線機には、一つずつ銅線を鉄芯に巻き付ける一台巻きの巻線機と複数台同時に銅線を巻き付けることができる多台巻きの巻線機があり、現在当社で主に使用しているのは、一台巻きの巻線機である。今般、製造ラインの一台巻きの巻線機（一機種３台）を高精度の多台巻きの巻線機（二機種３台）へと更新することで時間あたりの生産数を増加させ生産性の向上を図る。 | |

7　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

| 実施事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|---|---|---|---|
| ア・イ | 技術指導員人件費 | 自己資金 | 5,000 |
| ウ | 経営力向上設備購入費 | 融資 | 20,000 |

注意

8　経営力向上設備等の種類

| 実施事項 | 設備等の名称／型式 | 単価 | 数量 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| ウ | 自動巻線機／METI001 | 5,000 千円 | 2 | 10,000 千円 |
| ウ | 自動巻線機／METI002 | 10,000 千円 | 1 | 10,000 千円 |
| | | | 合計 | 20,000 千円 |

- 事業分野別指針が定められている事業分野においては、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。
- 事業分野別指針が定められておらず、基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載いただく必要はありません。

- 「４　現状認識」等を踏まえて、事業分野別指針（定められていない分野にあっては基本方針）を参照して、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。
- 新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。

- 新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいいます。
- 新事業活動となる取組については、「実施事項」欄は、新事業活動ではない取組とは区分して記載してください。

- 固定資産税の軽減（経営力向上計画を達成するために必要な一定の機械及び装置について３年間１／２）を活用する場合、この欄に記載します。機械及び装置の**固定資産税軽減措置を利用しない場合は、空欄にしてください。**
- 「実施事項」欄には、「６　経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- **固定資産税の軽減措置を受ける場合、必ず中小企業等経営強化法施行規則第８条に規定する要件に該当することを証する書類（＝工業会等による証明書）を添付してください。（様式は次ページ参照）**
- 設備等の名称／型式は、工業会等の証明書の記載と一致しているか確認してください。

- 「実施事項」欄には、「６　経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、実施事項ごとに、その事項を実施するのに要する資金について、その部分の具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金　等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

# 2．手続き方法　①経営力向上計画の策定

## （3）工業会の証明書様式

（様式１）

| （一社）●●●●工業会指定用紙 | |
|---|---|
| 整　　理　　番　　号 | |

注意

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書

| 設備の種類 | 機械及び装置 |
|---|---|
| 設備の用途又は細目 | ●●工業用設備 |

| | | |
|---|---|---|
| 当該設備の概要 | 設　備　の　名　称 | |
| | 設　備　型　式 | |
| | 納　入　数　量 | |
| | 納　入　年　月 | 平　成　　年　　月 |
| | 設　置　場　所 | （会社・事業所名） |
| | | （所 在 地） |

| | | |
|---|---|---|
| 該当要件 | １０年以内に販売開始された製品であるか | １．該当　　２．非該当 |
| | 「生産性向上」（旧モデル比生産性年１％向上）に該当するか<br>（※）比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | １．該当　　２．非該当 |
| 該当要件への当否 | | １．該当　　２．非該当 |

該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成　　年　　月　　日

〒
東京都●●区

電話：
一般社団法人●●工業会

会長　　●●　●●　　印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

平成　　年　　月　　日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名：　　印

担当者氏名：
所　　属：
担当者連絡先（電話番号）：

（注）本証明書は、中小企業等経営強化法第１３条第４項に基づく経営力向上設備等であって、地方税法附則第１５条第４６項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第１３条第１項に基づき経営向上[illegible]

※「産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書」とは違う様式ですのでご注意ください。

## 2．手続き方法　②各事業分野の主務大臣に提出

### 事業分野と提出先

事業分野ごとの提出先については、２２～３２ページをご確認ください。

※２２～３２ページは代表的な事業分野の提出先をまとめたものになります。
該当する提出先がご不明な場合はお手数ですが、中小企業庁企画課の相談窓口（03-3501-1957）までお問い合わせ下さい。

### 提出方法

提出方法は、上記の窓口への提出、郵送が可能です。
また、経済産業省が窓口の場合は、電子申請が可能です。
電子申請を活用される方は、下記ＵＲＬをご確認ください。

http://qq1q.biz/uRiM

※電子申請については、申請書に不備がない場合、受理から概ね25日以内（複数の省庁の所管にまたがる場合は40日以内）に認定されます。

## 2．手続き方法　③ 提出書類

### 固定資産税の軽減措置を受けない場合

①申請書（原本）
②申請書（写し）
③チェックシート
④返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

### 固定資産税の軽減措置を受ける場合

※①申請書については写しを最低２通、②証明書については最低１通、必ずコピーを取っておいてください。
①申請書（原本）
②申請書（写し）
③工業会等による証明書等、経営力向上設備等の要件を満たすことを示す書類（原本）
④チェックシート
⑤返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

### リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合

※①申請書については写しを最低２通、②証明書については最低１通、必ずコピーを取っておいてください。
①申請書（原本）
②申請書（写し）
③工業会等による証明書等、経営力向上設備等の要件を満たすことを示す書類（原本）
④リース見積書
⑤リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書
⑥チェックシート
⑦返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
※ただし、申請者が納税する場合は、④⑤は不要です。

- 提出書類については、申請者保管用としてコピーを取っておいていただくようお願いします。
- 特に、固定資産税の軽減措置を受ける場合は、税の申告の際に必要になります。

## 2．手続き方法　④固定資産税の軽減、各種金融支援

経営力向上のための取組を実行のため、（i）固定資産税の軽減、（ii）各種金融支援を受けることができます。

### （ｉ）固定資産税の軽減

経営力向上計画が認定された事業者は、法律の施行日から平成31年3月31日までに生産性を高めるための設備（機械及び装置）を取得した場合、その翌年度から３年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置にかかる固定資産税を１／２に軽減します。

その要件は以下のとおりです。

①販売開始から１０年以内のもの（販売開始日が、取得日の１０年前の日の属する年度（１月１日～１２月３１日）開始の日以降であること）

②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均１％以上向上するもの

③160万円以上の機械及び装置であること

なお、生産性向上設備投資促進税制のＡ類型とは異なり、最新モデル要件はありません。そのため、導入しようとしているモデルの１世代前モデルから「生産性年平均」が１％以上向上している場合は、すべて固定資産税の軽減措置の対象となります。

※経営力向上計画に位置づける設備（機械及び装置）は、計画策定後に取得することが原則ですが、設備を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。認定済みの計画について、計画変更により事業に必要な設備を追加する場合にも同様です。いずれの場合においても、法の施行（平成２８年７月１日）以降で、かつ計画の実施期間内に取得したものである必要があります。

※固定資産税の賦課期日は、毎年１月１日となります。したがって、機械及び装置が、事業の用に供することができる状態となった後、年末までに認定が受けられない場合、減税の期間が2年となります。通常、申請書の受理から認定までは標準処理期間として30日（事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合、４５日）要します。十分余裕を持った申請をお願いします。

なお、申請書について、申請先の相違や重度の不備がある場合は差し戻しとなり、受理できない場合があります。また、軽微な不備の場合においても、各事業所管大臣からの照会や申請の差し戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。（申請者側が修正している期間は標準処理期間に含まれません。）

生産性向上設備投資促進税制A類型との対比

| | 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置 | 生産性向上設備投資促進税制（A類型） |
|---|---|---|
| 軽減措置の内容 | 固定資産税 | 法人税額の控除・特別償却 |
| 対象事業者 | 中小事業者等（3ページ「ウ」参照） | 青色申告をしている法人・個人（対象業種や企業規模に制限はない） |
| 対象設備 | 機械及び装置のみ | 機械及び装置／器具及び備品／工具／建物附属設備／建物／ソフトウェア |
| 設備の要件 | ➢ 販売開始から10年以内のもの<br>➢ 生産性１％向上<br>➢ 最低取得価額要件（160万円）<br>➢ 中古資産でないこと　等 | ➢ 販売開始から10年以内のもの<br>➢ 最新モデル<br>➢ 生産性１％向上<br>➢ 最低取得価額要件<br>➢ 中古資産・貸付資産でないこと　等 |

## 2．手続き方法　④固定資産税の軽減、各種金融支援

### （ｉ）固定資産税の軽減

【①中小事業者等自身が固定資産税の軽減措置を受ける場合】

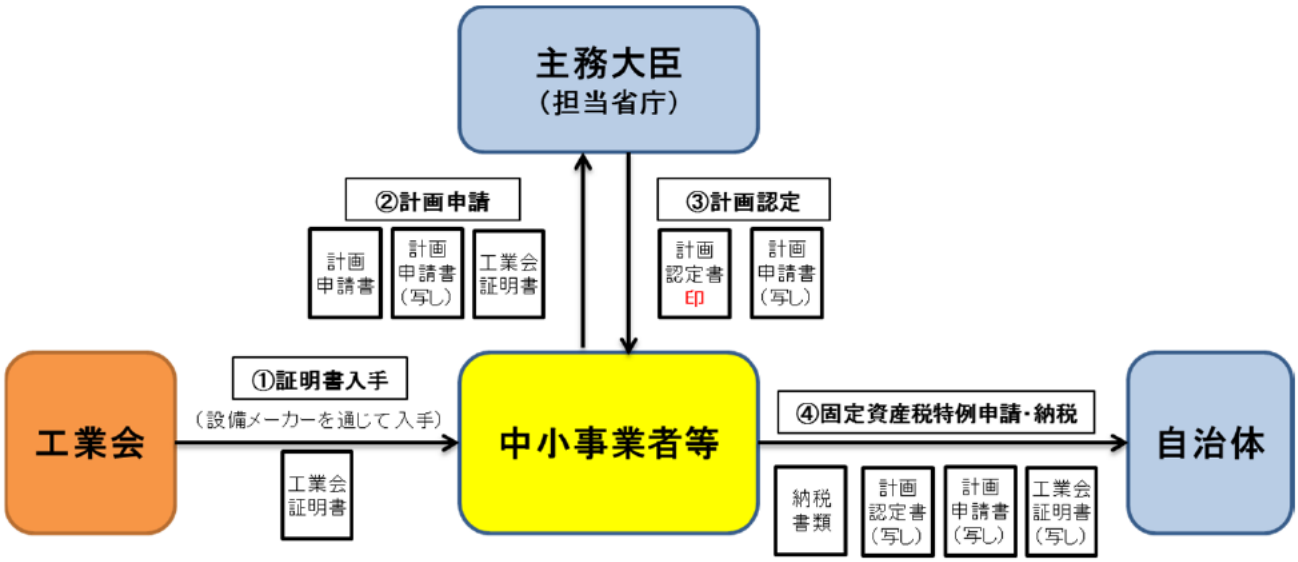

① 中小事業者等は、経営力向上計画策定時に設備を決定し、設備メーカーを通じて工業会等による証明書を入手します。
② 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とその写し（コピー）とともに、工業会等による証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請します。
※税の申告の際に必要となるため、主務大臣に提出する前に必ずコピーを取っておいてください。
③ 主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを中小事業者等に交付します
④ 固定資産税の申告の際には、納税書類とともに計画認定書の写し、計画申請書の写し、工業会等による証明書の写しなどの添付書類の写しをそれぞれ自治体に提出します。

# 2．手続き方法　④固定資産税の軽減、各種金融支援

## （ｉ）固定資産税の軽減

【②所有権移転外リースの場合】

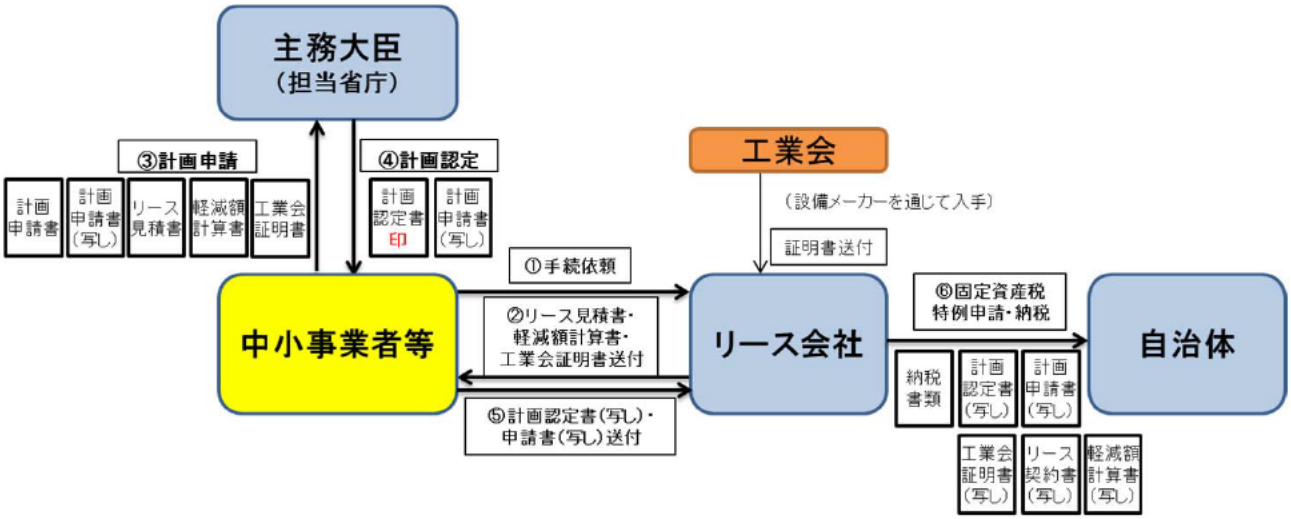

① 中小事業者等は、設備を決定し、リース会社に手続を依頼します。
② リース会社は、リース見積書・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会等による証明書を中小事業者等に送付します。
③ 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とその写し（コピー）とともに、リース会社から入手した書類（リース見積書、軽減額計算書、工業会等による証明書）を添付して、主務大臣に計画申請します。
※税の申告の際に必要となるため、主務大臣に提出する前に必ずコピーを取っておいてください。
④ 主務大臣は、計画認定書を中小事業者等に交付します。
⑤ 中小事業者等はリース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写しを送付します。
⑥ リース会社が自治体に納税手続を行います。

※所有権移転リースでは、中小事業者等が固定資産税を納税するため、①と同様のスキームが適用されます。ただし、所有権移転リースであって、リース会社が納税するものについては、②所有権移転外リースの場合と同様のスキームが適用されます。
※自治体によっては固定資産税に超過税率を設けている場合がありますが、軽減額計算書における固定資産税の額は、便宜的に標準税率（1.4％）に基づき計算しています。

## 2．手続き方法　④固定資産税の軽減、各種金融支援

### （ii）各種金融支援

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

**①商工中金による低利融資**　**中堅クラス向け**　**中小企業者向け**

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受ける事ができます。

**②中小企業信用保険法の特例**　**中小企業者向け**

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。（※）新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」（新事業活動）に限ります。

| | 通常枠 | 別枠 |
|---|---|---|
| 普通保険 | 2億円（組合4億円） | 2億円（組合4億円） |
| 無担保保険 | 8,000万円 | 8,000万円 |
| 特別小口保険 | 1,250万円 | 1,250万円 |
| 新事業開拓保険 | 2億円→3億円（保証枠の拡大） | |

**③中小企業投資育成株式会社法の特例**　**中小企業者向け**

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

**④-1日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット**　**中小企業者向け**

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できます

○補償限度額：１法人あたり最大4億5000万円
○融資期間　：1～5年

**④-②日本政策金融公庫による低利子融資**　**中小企業者向け**

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資の借り入れについて、低利融資を受ける事ができます。

○設備資金について0.9%引き下げ
※基準利率：中小企業事業1.２１％　国民事業1.７１％（平成28年10月現在）

## 2．手続き方法　④固定資産税の軽減、各種金融支援

### （ⅱ）各種金融支援

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

**⑤中小企業基盤整備機構による債務保証**　**中堅クラス向け**

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられます。

**⑥食品流通構造改善促進機構による債務保証**　**中堅クラス向け**　**中小企業者向け**

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通構造改善促進機構による債務の保証を受けられます。

## 2．手続き方法　④固定資産税の軽減、各種金融支援

### （ⅱ）各種金融支援

- 前ページの金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。
- 関係機関は以下のとおりです。
  ※①～⑥の番号は前ページの各種金融支援の番号と一致しています。

| 番号 | 機関の名称 | 問合せ窓口 | 電話 | ホームページ |
|---|---|---|---|---|
| ① | ㈱商工組合中央金庫（商工中金） | 各支店（ホームページでご確認ください） | 0120-079-366 | http://www.shokochukin.co.jp/tenpo/ |
| ② | （一社）全国信用保証協会連合会 | 各都道府県等の信用保証協会 | 03-6823-1200 または各都道府県等の信用保証協会 | http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html |
| ③ | 東京中小企業投資育成株式会社 | 新潟・長野・静岡以東の１８都道県に本社を置いている企業 | 03-5469-1811（代） | http://www.sbic.co.jp/ |
| | 名古屋中小企業投資育成株式会社 | 愛知・岐阜・三重・富山・石川の５県に本社を置いている企業 | 052-581-9541（代） | http://www.sbic-ci.co.jp/ |
| | 大阪中小企業投資育成株式会社 | 福井・滋賀・奈良・和歌山以西の２４府県に本社を置いている企業 | 06-6459-1700（代）（九州支社：092-724-0651（代）） | http://www.sbic-wj.co.jp/ |
| ④ | （株）日本政策金融公庫 | 各支店（ホームページでご確認ください） | 0120-154-505 | https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html |
| ⑤ | 独立行政法人中小企業基盤整備機構 | ファンド事業部事業基盤支援課 | 03-5470-1575 | http://www.smrj.go.jp/keiei/saimu/ |
| ⑥ | （公財）食品流通構造改善促進機構 | 業務部 | 03-5809-2176 | http://www.ofsi.or.jp/ |

（※）経営力向上計画の認定を受けることと、公的融資または公的債務保証の判断は別個のものとなりますので、認定がえられたことをもって、公的融資や債務保証を受けられることが保証されるものではありません。

## 2．手続き方法　⑤変更申請

### 変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。
- 提出書類については次ページをご参照ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第１３条第３項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

### 経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
  http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

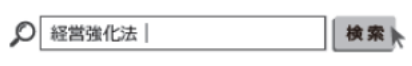

## 2．手続き方法　⑥変更申請の際の提出書類

### 固定資産税の軽減措置を受けない場合

①変更申請書（原本）
②経営力向上計画（変更後）
**（認定を受けた経営力向上計画を修正する形でご作成ください。
変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください（記載例参照））**
③実施状況報告書
④旧経営力向上計画認定書の写し
⑤旧経営力向上計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
**（変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください（記載例参照））**
⑥申請書等（①～②）の写し
⑦返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
⑧変更申請用チェックシート

### 固定資産税の軽減措置を受ける場合

上記①～⑧に加え以下の書類
⑨工業会等による証明書(原本)
**（税の申告の際に必要となるため、提出する前に必ずコピーを取っておいてください。）**

### リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合

上記①～⑨に加え以下の書類
⑩リース見積書
⑪リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書
※ただし、申請者が納税する場合は、⑩⑪は不要です。

- 提出書類については、計画の申請時と同様、申請者保管用としてコピーを取っておいていただくようお願いします。
- 固定資産税の軽減措置を受ける場合は、税の申告の際に必要になります。

# 3. よくある御質問

## （1）概要

### ①　「経営力向上計画」はどんな取組みを応援する計画ですか？

- 自社の現状をしっかりと分析した上で、設備投資や顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ＩＴを活用した管理会計の導入、人材育成といった自社の「経営力」の向上をとおして、自社の指標を向上させようとする事業者を応援する計画です。

### ②　計画の認定を受けるとどのようなメリットがありますか？

- 認定計画中に記載された一定要件を満たす機械及び装置は３年間、固定資産税の課税標準が半額になります。
- 中小企業信用保険の保証枠の拡大や中小企業基盤整備機構の債務保証など、多額の資金調達を行う場合の金融支援が受けられるようになります。

### ③　固定資産税の軽減措置はどのようにすれば受けられますか。

- 主に以下の要件を満たす設備等について、当該設備の投資を含む、経営力向上計画が認定されている必要があります。
    1. 販売開始から１０年以内のもの
    2. 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均１％以上向上するもの
    3. 160万円以上の機械及び装置であること

設備の要件や留意事項については、11ページをご確認ください。

- 具体的なプロセスは以下のとおりです。
    1. 工業会等による証明書を設備メーカーを通して入手する。
    2. 事業所管大臣に当該設備の取得を含む「経営力向上計画」を提出し、認定を受ける。
    3. その際、工業会等による証明書を必ず添付する。
    4. 毎年１月１日現在で取得した設備にかかる固定資産税が固定資産台帳に載ることとなるため、１月末頃の申告までに取得した工業会等による証明書の写しと認定書の写し、申請書の写しをそれぞれ用意し、市町村等に提出する。

### ④　計画はどこに申請すればよいですか。

- 事業者が経営力を向上させたい事業分野の事業所管大臣に提出していただく必要があります。

詳しくは、22～32ページをご確認ください。

## （２）固定資産税の軽減措置

### ①　設備の修繕等を行った場合も対象となりますか。

➢ 資本的支出（既に有する資産の修理・改良等のために行った支出）については対象となりません。

### ②　自ら作成して固定資産計上する設備やカスタマイズ品は対象となりますか。

➢ 取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。また、同様にカスタマイズ品についても対象となります。

### ③（メーカーが新事業を開始した場合など）比較すべき旧モデルが全くない新製品は対象となるのか。

➢ 原則として、同一メーカー内に類似する機能・性能を持つ設備がある場合は、生産性向上要件について、できる限り当該設備との比較を行ってください。ただし、比較すべき旧モデルが全くない場合には、比較する指標がないため、１０年以内に販売開始されたものであることのみが要件となります。

### ④　中古品は対象となりますか。

➢ 対象となりません。

### ⑤　取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。

➢ 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

### ⑥　国・地方公共団体から補助金を受けた場合、対象となりますか。

➢ 対象になります。

### ⑦　取得価額の判定は、消費税抜きでしますか。それとも税込みですか。

➢ 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

### ⑧　単品の取得価額は、どのように判定しますか。

➢ 「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。

### ⑨　取得とは、具体的にどのタイミングを指しますか。

➢ 製作又は売買等により機械等の所有権を得たことを指します。

## （２）固定資産税の軽減措置

⑩　購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となりますか。

➢ ファイナンスリース取引(所有権移転リース取引及び所有権移転外リース取引）による取得については対象になりますが、オペレーティングリース取引による取得については本税制の対象外となります。

⑪　補助金を受けた設備であり、かつ圧縮記帳前は最低取得価額を上回っているが、圧縮記帳後は最低取得価額を下回ってしまう場合、本税制措置は使えますか。

➢ 固定資産税の課税標準額には圧縮記帳は影響しないため、圧縮記帳前の取得価額が最低取得価額を上回っていれば対象となります。

⑫　自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれますか。

➢ 自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。このうち労務費の金額は、所得拡大促進税制に関する税額控除等に利用することができます。

⑬　他の税制との重複適用は可能か。

➢ 固定資産税以外の特例措置（生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制等）との関係では重複適用は可能です。

⑭　設備を共有する場合は、どのような扱いになるのか。

➢ 共有者全員が連帯して納付する必要があります。

⑮　親会社（大企業）が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社（中小事業者）が税制の適用を受けることは可能ですか。

➢ 当該子会社が、大企業の支配下にあるいわゆるみなし大企業（３ページ「みなし大企業について」参照）にあたらない場合は、固定資産税の軽減措置の対象になります。

⑯　年平均１％以上向上の比較対象は何か。

➢ 当該設備を製造しているメーカーの一代前モデルと比較して下さい。 ユーザーが現在使用しているモデルや他メーカーの製造設備との比較ではありません。

⑰　何を基準に「生産性向上」に該当するか判断すればいいですか。

➢ 「生産性向上」の基準となる指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」などが代表例として挙げられます。ただし、あくまで代表例であり、実際の指標の選択は、様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点から、メーカーに一任します。なお、各団体は、その指標が生産性の向上を図るための判断基準としてふさわしいものであるかどうかを確認してください。

⑱　生産性指標について、エネルギー効率が０．５%、単位時間当たり生産量が０．５%向上している場合、合計１%向上ということで要件を満たしますか。

➢ 満たしません。

## （３）手続について

### １　「経営力向上計画」について

#### ①計画申請から認定までどれぐらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は３０日（計画に記載された事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合は４５日）です。手続上、概ね瑕疵がなく、スムーズに申請書類が認定に至った場合は３０日（４５日）以内に認定が得られるとご理解下さい。
- 他方で、申請書の不備が多い場合は、各事業所管大臣からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

#### ②提出すべき書類は何ですか。

- ①申請書（原本）、②申請書（写し）、③（固定資産税の軽減措置を受ける場合）工業会等による証明書などです。

#### ③申請先はどこですか。

- 事業分野によって異なります。


- 提出書類については10ページをご確認ください。
- 申請先については22～32ページをご確認ください。


#### ④複数の事業分野にまたがる場合、どのように申請すればよいですか。

- 事業分野が複数にわたり、指針が複数ある場合、それぞれの指針に該当している必要があります。事業分野が不明な場合は、中小企業庁コールセンターにお問い合わせください。
- なお、申請はいずれかの事業所管省庁に提出すればよいこととしています。

### ２　証明書発行団体による経営力向上設備等の発行プロセスについて

#### ①証明書発行はどこに申請すればいいですか。

- 設備を取得しようとしている製造メーカーに申し出て下さい。

#### ②証明書発行にはどの程度の時間が必要ですか。

- 製造メーカーは、生産性向上設備投資促進税制と同様の「証明書発行団体」に発行申請を行い、概ね数日～２ヶ月程度で発行されます。

#### ③証明書発行にはどのような書類が必要ですか。

- 計画の申請事業者が用意すべき書類はありません。ただし、製造メーカーが証明書を発行するためには、旧世代モデルとの性能比較を行う必要があるため、仕様書のレベルで、概ねの製品の性能が確定していなければなりません。

### ３　変更認定について

#### ①変更認定はどのような場合に必要ですか。

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。（設備の追加取得等）
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第１３条第３項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。


- 変更申請については16ページをご確認ください。

# 4．事業分野と提出先

※ 以下は代表的な事業分野の提出先をまとめたものになります。該当する提出先がご不明な場合はお手 数ですが、中小企業庁企画課の相談窓口（03-3501-1957）までお問い合わせ下さい。

- 申請書の宛名は「官職＋氏名」です。
- 氏名については、各機関のホームページでご確認いただくか、 担当の窓口にお問い合わせください。

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 | ホームページ |
|---|---|---|---|---|
| 製造<br>※ 経済産業省所管のみ | 北海道経済産業局長<br>氏名 | 北海道経済産業局　中小企業課 | TEL:011-709-3140<br>北海道札幌市北区北８条西２－１－１<br>札幌第１合同庁舎 | http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160711/index.htm |
| | 東北経済産業局長<br>氏名 | 東北経済産業局　経営支援課 | TEL:022-221-4806<br>宮城県仙台市青葉区本町３－３－１<br>仙台合同庁舎（B棟） | http://www.tohoku.meti.go.jp/scyusyo/keieiryokukojo.html |
| | 関東経済産業局長<br>氏名 | 関東経済産業局　中小企業課<br>（新潟県・長野県・静岡県含む） | TEL:048-600-0321<br>埼玉県さいたま市中央区新都心１－１<br>さいたま新都心合同庁舎１号館 | http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/keiei_kyokahou.html |
| | 中部経済産業局長<br>氏名 | 中部経済産業局<br>産業振興課　経営力向上室<br>（愛知県・岐阜県・三重県） | TEL:052-951-0253<br>愛知県名古屋市中区三の丸２－５－２ | http://www.chubu.meti.go.jp/c13keiei/keieikyouka.html |
| | 中部経済産業局長<br>氏名 | 中部経済産業局<br>電力・ガス事業北陸支局<br>産業課<br>（富山県・石川県） | TEL:076-432-5401<br>富山県富山市牛島新町11番7号<br>富山地方合同庁舎3階 | http://www.chubu.meti.go.jp/e47kigyou/index.html |
| | 近畿経済産業局長<br>氏名 | 近畿経済産業局<br>創業・経営支援課 | TEL:06-6966-6036<br>大阪府大阪市中央区<br>大手前１－５－４４ | http://www.kansai.meti.go.jp/keieiryokukouiyou.html |
| | 中国経済産業局長<br>氏名 | 中国経済産業局　経営支援課 | TEL:082-224-5658<br>広島県広島市中区上八丁堀６－３０<br>広島合同庁舎２号館 | http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/p1.html#keieikyoka |
| | 四国経済産業局長<br>氏名 | 四国経済産業局　新事業促進室 | TEL:087-811-8562<br>香川県高松市サンポート3-33<br>高松サンポート合同庁舎 | http://www.shikoku.meti.go.jp/b5_chusho.html |
| | 九州経済産業局長<br>氏名 | 九州経済産業局　中小企業課 | TEL:092-482-5447<br>福岡県福岡市博多区<br>博多駅東２－１１－１ | http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/keieiryokukyoukahou.html |
| | 沖縄総合事務局長<br>氏名 | 沖縄総合事務局　中小企業課 | TEL:098-866-1755<br>沖縄県那覇市おもろまち２－１－１ | http://ogb.go.jp/keisan/tyusyou/015036.html |
| 製造<br>※（医薬品製造業） | 厚生労働大臣<br>氏名 | 厚生労働省　医政局経済課 | TEL:03-3595-2421<br>東京都千代田区霞が関1-2-2 | - |

◆医療用機械器具製造業の申請書の宛名と提出先について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による医療機器の製造業の許可等を受けている事業者の皆様の申請書の宛名については、「厚生労働大臣」と「各地方経済産業局長又は沖縄総合事務局長」の２者としてください。

（例）
厚生労働大臣　〇〇　〇〇
関東経済産業局長　〇〇　〇〇

それ以外の事業者の皆様の申請書の宛名については、「各地方経済産業局長」としてください。

（例）
関東経済産業局長 〇〇　〇〇

◆ いずれの場合でも申請書の提出先については、「各地方経済産業局又は沖縄総合事務局」にご提出ください。

## 4. 事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 |
|---|---|---|---|
| 製造（食料品、飲料） | 北海道農政事務所長<br>氏名 | 北海道農政事務所<br>生産経営産業部　事業支援課 | TEL:011-330-8810<br>札幌市中央区南22条西6丁目2-22<br>エムズ南22条第2ビル |
| | 東北農政局長<br>氏名 | 東北農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:022-221-6146<br>仙台市青葉区本町3-3-1<br>仙台合同庁舎 |
| | 関東農政局長<br>氏名 | 関東農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課<br>（長野県、静岡県含む） | TEL:048-740-0164<br>さいたま市中央区新都心2-1<br>さいたま新都心合同庁舎2号館 |
| | 北陸農政局長<br>氏名 | 北陸農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課<br>（新潟県含む） | TEL:076-232-4149<br>金沢市広坂2-2-60<br>金沢広坂合同庁舎 |
| | 東海農政局長<br>氏名 | 東海農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:052-746-6430<br>名古屋市中区三の丸1-2-2 |
| | 近畿農政局長<br>氏名 | 近畿農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:075-414-9024<br>京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎 |
| | 中国四国農政局長<br>氏名 | 中国四国農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:086-222-1358<br>岡山市北区下石井1-4-1<br>岡山第2合同庁舎 |
| | 九州農政局長<br>氏名 | 九州農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:096-300-6325<br>熊本市西区春日2-10-1<br>熊本地方合同庁舎 |
| | 沖縄総合事務局長<br>氏名 | 沖縄総合事務局<br>農林水産部　食料産業課 | TEL:098-866-1673<br>那覇市おもろまち2丁目1番1号 |
| 製造（たばこ・塩） | 財務大臣<br>氏名 | 財務省 理財局 総務課<br>たばこ塩事業室 | TEL:03-3581-4111<br>東京都千代田区霞が関3-1-1 |
| 製造（酒類） | 札幌国税局長<br>氏名 | 札幌国税局酒税課 | TEL:011-231-5011<br>札幌市中央区大通西10丁目<br>札幌第二合同庁舎 |
| | 仙台国税局長<br>氏名 | 仙台国税局酒税課 | TEL:022-263-1111<br>仙台市青葉区本町３丁目３番１号<br>仙台合同庁舎Ａ棟 |
| | 関東信越国税局長<br>氏名 | 関東信越国税局酒税課 | TEL:048-600-3111<br>さいたま市中央区新都心１番地１<br>さいたま新都心合同庁舎１号館 |
| | 東京国税局長<br>氏名 | 東京国税局酒税課 | TEL:03-3542-2111<br>東京都中央区築地５丁目３番１号 |
| | 金沢国税局長<br>氏名 | 金沢国税局酒税課 | TEL:076-231-2131<br>金沢市広坂２丁目２番60号<br>金沢広坂合同庁舎 |
| | 名古屋国税局長<br>氏名 | 名古屋国税局酒税課 | TEL:052-951-3511<br>名古屋市中区三の丸３丁目３番２号<br>名古屋国税総合庁舎 |
| | 大阪国税局長<br>氏名 | 大阪国税局酒税課 | TEL:06-6941-5331<br>大阪市中央区大手前１丁目５番63号<br>大阪合同庁舎第３号館 |
| | 広島国税局長<br>氏名 | 広島国税局酒税課 | TEL:082-221-9211<br>広島市中区上八丁堀６番30号<br>広島合同庁舎１号館 |
| | 高松国税局長<br>氏名 | 高松国税局酒税課 | TEL:087-831-3111<br>高松市天神前２番10号<br>高松国税総合庁舎 |
| | 福岡国税局長<br>氏名 | 福岡国税局酒税課 | TEL:092-411-0031<br>福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号<br>福岡合同庁舎 |
| | 熊本国税局長<br>氏名 | 熊本国税局酒税課 | TEL:096-354-6171<br>熊本市西区春日２丁目10番１号<br>熊本地方合同庁舎Ｂ棟 |
| | 沖縄国税事務所長<br>氏名 | 沖縄国税事務所間税課 | TEL:098-867-3601<br>那覇市旭町９番地<br>沖縄国税総合庁舎 |

## 4．事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 | ホームページ |
|---|---|---|---|---|
| 卸・小売<br>※ 経済産業省所管のみ | 北海道経済産業局長<br>氏名 | 北海道経済産業局<br>中小企業課 | TEL:011-709-3140<br>北海道札幌市北区北８条西２－１－１<br>札幌第１合同庁舎 | http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160711/index.htm |
| | 東北経済産業局長<br>氏名 | 東北経済産業局<br>経営支援課 | TEL:022-221-4806<br>宮城県仙台市青葉区本町３－３－１<br>仙台合同庁舎（B棟） | http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/keieiryokukojo.html |
| | 関東経済産業局長<br>氏名 | 関東経済産業局<br>中小企業課 | TEL:048-600-0321<br>埼玉県さいたま市中央区新都心１－１<br>さいたま新都心合同庁舎１号館 | http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/keiei_kyokahou.html |
| | 中部経済産業局長<br>氏名 | 中部経済産業局<br>産業振興課　経営力向上室<br>（愛知県、岐阜県、三重県） | TEL:052-951-0253<br>愛知県名古屋市中区三の丸２－５－２ | http://www.chubu.meti.go.jp/c13keiei/keieikyouka.html |
| | 中部経済産業局長<br>氏名 | 中部経済産業局<br>電力・ガス事業<br>北陸支局　産業課<br>（富山県、石川県） | TEL:076-432-5401<br>富山県富山市牛島新町11番7号<br>富山地方合同庁舎3階 | http://www.chubu.meti.go.jp/e47kigyou/index.html |
| | 近畿経済産業局長<br>氏名 | 近畿経済産業局<br>創業・経営支援課 | TEL:06-6966-6036<br>大阪府大阪市中央区<br>大手前１－５－４４ | http://www.kansai.meti.go.jp/keieiryokukouiyou.html |
| | 中国経済産業局長<br>氏名 | 中国経済産業局<br>経営支援課 | TEL:082-224-5658<br>広島県広島市中区上八丁堀６－３０<br>広島合同庁舎２号館 | http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/p1.html#keieikyoka |
| | 四国経済産業局長<br>氏名 | 四国経済産業局<br>新事業促進室 | TEL:087-811-8562<br>香川県高松市サンポート3-33<br>高松サンポート合同庁舎 | http://www.shikoku.meti.go.jp/b5_chusho.html |
| | 九州経済産業局長<br>氏名 | 九州経済産業局<br>中小企業課 | TEL:092-482-5447<br>福岡県福岡市博多区<br>博多駅東２－１１－１ | http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/keieiryokukyoukahou.html |
| | 沖縄総合事務局長<br>氏名 | 沖縄総合事務局<br>中小企業課 | TEL:098-866-1755<br>沖縄県那覇市おもろまち２－１－１ | http://ogb.go.jp/keisan/tyusyou/015036.html |

※医薬品卸売業、医療用品卸売業、医薬品・化粧品小売業の申請書の宛名、申請先については、　厚生労働省　医政局経済課（TEL：03－3595-2421）までお問い合わせください。

# 4. 事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 |
|---|---|---|---|
| 卸・小売（飲食料品） | 北海道農政事務所長<br>氏名 | 北海道農政事務所<br>生産経営産業部　事業支援課 | TEL:011-330-8810<br>札幌市中央区南22条西6丁目2-22<br>エムズ南22条第2ビル |
| | 東北農政局長<br>氏名 | 東北農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:022-221-6146<br>仙台市青葉区本町3-3-1<br>仙台合同庁舎 |
| | 関東農政局長<br>氏名 | 関東農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課<br>（長野県、静岡県含む） | TEL:048-740-0164<br>さいたま市中央区新都心2-1<br>さいたま新都心合同庁舎2号館 |
| | 北陸農政局長<br>氏名 | 北陸農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課<br>（新潟県含む） | TEL:076-232-4149<br>金沢市広坂2-2-60<br>金沢広坂合同庁舎 |
| | 東海農政局長<br>氏名 | 東海農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:052-746-6430<br>名古屋市中区三の丸1-2-2 |
| | 近畿農政局長<br>氏名 | 近畿農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:075-414-9024<br>京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎 |
| | 中国四国農政局長<br>氏名 | 中国四国農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:086-222-1358<br>岡山市北区下石井1-4-1<br>岡山第2合同庁舎 |
| | 九州農政局長<br>氏名 | 九州農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:096-300-6325<br>熊本市西区春日2-10-1<br>熊本地方合同庁舎 |
| | 沖縄総合事務局長<br>氏名 | 沖縄総合事務局<br>農林水産部　食料産業課 | TEL:098-866-1673<br>那覇市おもろまち2丁目1番1号 |
| 卸・小売（たばこ・塩） | 財務大臣<br>氏名 | 財務省 理財局<br>総務課 たばこ塩事業室 | TEL:03-3581-4111<br>東京都千代田区霞が関3-1-1 |
| 卸・小売（酒類） | 札幌国税局長<br>氏名 | 札幌国税局酒税課 | TEL:011-231-5011<br>札幌市中央区大通西10丁目<br>札幌第二合同庁舎 |
| | 仙台国税局長<br>氏名 | 仙台国税局酒税課 | TEL:022-263-1111<br>仙台市青葉区本町３丁目３番１号<br>仙台合同庁舎Ａ棟 |
| | 関東信越国税局長<br>氏名 | 関東信越国税局酒税課 | TEL:048-600-3111<br>さいたま市中央区新都心１番地１<br>さいたま新都心合同庁舎１号館 |
| | 東京国税局長<br>氏名 | 東京国税局酒税課 | TEL:03-3542-2111<br>東京都中央区築地５丁目３番１号 |
| | 金沢国税局長<br>氏名 | 金沢国税局酒税課 | TEL:076-231-2131<br>金沢市広坂２丁目２番60号<br>金沢広坂合同庁舎 |
| | 名古屋国税局長<br>氏名 | 名古屋国税局酒税課 | TEL:052-951-3511<br>名古屋市中区三の丸３丁目３番２号<br>名古屋国税総合庁舎 |
| | 大阪国税局長<br>氏名 | 大阪国税局酒税課 | TEL:06-6941-5331<br>大阪市中央区大手前１丁目５番63号<br>大阪合同庁舎第３号館 |
| | 広島国税局長<br>氏名 | 広島国税局酒税課 | TEL:082-221-9211<br>広島市中区上八丁堀６番30号<br>広島合同庁舎１号館 |
| | 高松国税局長<br>氏名 | 高松国税局酒税課 | TEL:087-831-3111<br>高松市天神前２番10号<br>高松国税総合庁舎 |
| | 福岡国税局長<br>氏名 | 福岡国税局酒税課 | TEL:092-411-0031<br>福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号<br>福岡合同庁舎 |
| | 熊本国税局長<br>氏名 | 熊本国税局酒税課 | TEL:096-354-6171<br>熊本市西区春日２丁目10番１号<br>熊本地方合同庁舎Ｂ棟 |
| | 沖縄国税事務所長<br>氏名 | 沖縄国税事務所間税課 | TEL:098-867-3601<br>那覇市旭町９番地<br>沖縄国税総合庁舎 |

## 4. 事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 |
|---|---|---|---|
| 外食・中食 | 北海道農政事務所長<br>氏名 | 北海道農政事務所<br>生産経営産業部　事業支援課 | TEL:011-330-8810<br>札幌市中央区南22条西6丁目2-22<br>エムズ南22条第2ビル |
| | 東北農政局長<br>氏名 | 東北農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:022-221-6146<br>仙台市青葉区本町3-3-1<br>仙台合同庁舎 |
| | 関東農政局長<br>氏名 | 関東農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課<br>（長野県、静岡県含む） | TEL:048-740-0164<br>さいたま市中央区新都心2-1<br>さいたま新都心合同庁舎2号館 |
| | 北陸農政局長<br>氏名 | 北陸農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課<br>（新潟県含む） | TEL:076-232-4149<br>金沢市広坂2-2-60<br>金沢広坂合同庁舎 |
| | 東海農政局長<br>氏名 | 東海農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:052-746-6430<br>名古屋市中区三の丸1-2-2 |
| | 近畿農政局長<br>氏名 | 近畿農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:075-414-9024<br>京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎 |
| | 中国四国農政局長<br>氏名 | 中国四国農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:086-222-1358<br>岡山市北区下石井1-4-1<br>岡山第2合同庁舎 |
| | 九州農政局長<br>氏名 | 九州農政局<br>経営・事業支援部　食品企業課 | TEL:096-300-6325<br>熊本市西区春日2-10-1<br>熊本地方合同庁舎 |
| | 沖縄総合事務局長<br>氏名 | 沖縄総合事務局<br>農林水産部　食料産業課 | TEL:098-866-1673<br>那覇市おもろまち2丁目1番1号 |
| | 厚生労働大臣<br>氏名 | 厚生労働省　医薬・生活衛生局<br>生活衛生・食品安全部生活衛生課 | TEL:03-3595-2301<br>東京都千代田区霞が関1-2-2 |

※外食・中食分野の申請書の宛名と提出先について

・申請書の宛名については、「各地方農政局長又は沖縄総合事務局長」と「厚生労働大臣」の２者としてください。
（例）
厚生労働大臣　○○　○○
関東農政局長　○○　○○

・申請書の提出先は、「各地方農政局又は沖縄総合事務局」か「厚生労働省」のいずれか片方で足ります。

# 4. 事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 |
|---|---|---|---|
| 旅館業※ | 厚生労働大臣<br>氏名 | 厚生労働省　医薬・生活衛生局<br>生活衛生・食品安全部生活衛生課 | TEL:03-3595-2301<br>東京都千代田区東京都千代田区霞が関１<br>-2-2 |
| | 地方運輸局長 又は<br>沖縄総合事務局長<br>氏名 | 国土交通省　観光庁　観光産業課 | TEL:03-5253-8329<br>東京都千代田区霞が関２-１-３<br>※申請書送付先 |
| 医療 | 厚生労働大臣<br>氏名 | 厚生労働省　医政局医療経営支援課 | TEL:03-3595-2261<br>東京都千代田区霞が関1-2-2 |
| 保育 | 厚生労働大臣<br>氏名 | 厚生労働省　雇用均等・<br>児童家庭局保育課 | TEL:03-3595-2542<br>東京都千代田区霞が関1-2-2 |
| 介護 | 厚生労働大臣<br>氏名 | 厚生労働省 老健局 振興課 | TEL:03-3595-2889<br>東京都千代田区霞が関1-2-2 |
| 障害福祉 | 厚生労働大臣<br>氏名 | 厚生労働省 社会・援護局　障害福祉課 | TEL:03-3595-2528<br>東京都千代田区霞が関1-2-2 |
| 貨物自動車運送事業 | 北海道運輸局長<br>氏名 | 北海道運輸局　自動車交通部貨物課 | TEL:011-290-2743<br>札幌市中央区大通西１０丁目<br>札幌第2合同庁舎 |
| | 東北運輸局長<br>氏名 | 東北運輸局　自動車交通部貨物課 | TEL:022-791-7531<br>仙台市宮城野区鉄砲町１<br>仙台第4合同庁舎 |
| | 関東運輸局長<br>氏名 | 関東運輸局　自動車交通部貨物課 | TEL:045-211-7248<br>神奈川県横浜市中区北仲通5-57<br>横浜第2合同庁舎 |
| | 北陸信越運輸局長<br>氏名 | 北陸信越運輸局　自動車交通部貨物課 | TEL:025-285-9154<br>新潟県新潟市中央区<br>美咲町1丁目2番1号<br>新潟美咲合同庁舎2号館 |
| | 中部運輸局長<br>氏名 | 中部運輸局　自動車交通部貨物課 | TEL:052-952-8037<br>名古屋市中区三の丸2-2-1<br>名古屋合同庁舎第1号館 |
| | 近畿運輸局長<br>氏名 | 近畿運輸局　自動車交通部貨物課 | TEL:06-6949-6447<br>大阪市中央区大手前4-1-76<br>大阪合同庁舎第4号館 |
| | 中国運輸局長<br>氏名 | 中国運輸局　自動車交通部貨物課 | TEL:082-228-3438<br>広島市中区上八丁堀6番30号<br>広島合同庁舎4号館 |
| | 四国運輸局長<br>氏名 | 四国運輸局　自動車交通部貨物課 | TEL:087-835-6365<br>香川県高松市<br>松島町１丁目１７番３３号<br>高松第２地方合同庁舎 |
| | 九州運輸局長<br>氏名 | 九州運輸局　自動車交通部貨物課 | TEL:092-472-2528<br>福岡市博多区博多駅東2-11-1<br>福岡合同庁舎新館 |
| | 沖縄総合事務局長<br>氏名 | 沖縄総合事務局　運輸部陸上交通課 | TEL:098-866-1836<br>沖縄県那覇市おもろまち2-1-1<br>那覇第2地方合同庁舎2号館 |

※旅館業の申請書の宛名と提出先について

・申請書の宛名については、「各地方運輸局長又は沖縄総合事務局長」と「厚生労働大臣」の２者としてください。
・申請書の提出先は、「観光庁」か「厚生労働省」のいずれで足ります。

## 4. 事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 |
|---|---|---|---|
| 船舶産業 | 北海道運輸局長<br>氏名 | 北海道運輸局　旅客・船舶産業課 | TEL:011-290-1012<br>札幌市中央区大通西１０丁目<br>札幌第二合同庁舎 |
| | 東北運輸局長<br>氏名 | 東北運輸局　海事産業課 | TEL:022-791-7512<br>仙台市宮城野区鉄砲町１ |
| | 関東運輸局長<br>氏名 | 関東運輸局　船舶産業課 | TEL:045-211-7223<br>神奈川県横浜市中区北仲通5-57　横浜第2合同庁舎 |
| | 北陸信越運輸局長<br>氏名 | 北陸信越運輸局　海事産業課 | TEL:025-285-9156<br>新潟県新潟市中央区<br>美咲町1丁目2番1号<br>新潟美咲合同庁舎2号館 |
| | 中部運輸局長<br>氏名 | 中部運輸局　船舶産業課 | TEL:052-952-8020<br>愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1<br>名古屋合同庁舎第1号館 |
| | 近畿運輸局長<br>氏名 | 近畿運輸局　船舶産業課 | TEL:06-6949-6425<br>大阪市中央区大手前4-1-76<br>大阪合同庁舎第4号館 |
| | 神戸運輸監理部長<br>氏名 | 神戸運輸監理部　船舶産業課 | TEL:078-228-3691<br>神戸市中央区波止場町1番1号<br>神戸第2地方合同庁舎5F・6F |
| | 中国運輸局長<br>氏名 | 中国運輸局 船舶産業課 | TEL:082-228-3691<br>広島市中区上八丁堀６番３０号<br>広島合同庁舎４号館 |
| | 四国運輸局長<br>氏名 | 四国運輸局 船舶産業課 | TEL:087-825-1185<br>香川県高松市朝日新町１番３０号　高松港湾合同庁舎 |
| | 九州運輸局長<br>氏名 | 九州運輸局　船舶産業課 | TEL:092-472-3158<br>福岡市博多区博多駅東2-11-1 |
| | 沖縄総合事務局長<br>氏名 | 沖縄総合事務局　船舶船員課 | TEL:098-866-1838<br>沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 |

## 4. 事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 |
|---|---|---|---|
| 自動車整備業 | 北海道運輸局長<br>氏名 | 北海道運輸局<br>自動車技術安全部整備・保安課 | TEL:011-290-2752<br>北海道札幌市中央区大通西１０丁目<br>札幌第2合同庁舎 |
| | 東北運輸局長<br>氏名 | 東北運輸局<br>自動車技術安全部整備・保安課 | TEL:022-791-7534<br>宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１<br>仙台第4合同庁舎 |
| | 関東運輸局長<br>氏名 | 関東運輸局<br>自動車技術安全部整備課 | TEL:045-211-7254<br>神奈川県横浜市中区北仲通5-57<br>横浜第2合同庁舎 |
| | 北陸信越運輸局長<br>氏名 | 北陸信越運輸局<br>自動車技術安全部整備・保安課 | TEL:025-285-9155<br>新潟県新潟市中央区<br>美咲町1丁目2番1号<br>新潟美咲合同庁舎2号館 |
| | 中部運輸局長<br>氏名 | 中部運輸局<br>自動車技術安全部整備課 | TEL:052-952-8042<br>愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1<br>名古屋合同庁舎第1号館 |
| | 近畿運輸局長<br>氏名 | 近畿運輸局<br>自動車技術安全部整備課 | TEL:06-6949-6453<br>大阪府大阪市中央区大手前4-1-76<br>大阪合同庁舎第4号館 |
| | 中国運輸局長<br>氏名 | 中国運輸局<br>自動車技術安全部整備・保安課 | TEL:082-228-9142<br>広島県広島市中区<br>上八丁堀６－３０<br>広島合同庁舎４号館 |
| | 四国運輸局長<br>氏名 | 四国運輸局<br>自動車技術安全部整備・保安課 | TEL:087-835-6369<br>香川県高松市<br>松島町１丁目１７番３３号<br>高松第２地方合同庁舎 |
| | 九州運輸局長<br>氏名 | 九州運輸局<br>自動車技術安全部整備課 | TEL:092-472-2537<br>福岡県福岡市<br>博多区博多駅東2-11-1<br>福岡合同庁舎新館 |
| | 沖縄総合事務局長<br>氏名 | 沖縄総合事務局<br>運輸部車両安全課 | TEL:098-866-1837<br>沖縄県那覇市おもろまち2-1-1<br>那覇第2地方合同庁舎2号館 |

## 4. 事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 |
|---|---|---|---|
| 建設業 | 北海道開発局長<br>氏名 | 北海道開発局<br>事業振興部<br>建設産業課 | ＴＥＬ：011-709-2311<br>〒060-8511　札幌市北区北8条西2丁目（札幌第1合同庁舎8階） |
| | 東北地方整備局長<br>氏名 | 東北地方整備局<br>建政部<br>計画・建設産業課 | ＴＥＬ：022-225-2171<br>〒980-8602 仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎B棟 |
| | 関東地方整備局長<br>氏名 | 関東地方整備局<br>建政部<br>建設産業第一課 | ＴＥＬ：048-601-3151<br>〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 |
| | 北陸地方整備局長<br>氏名 | 北陸地方整備局<br>建政部<br>計画・建設産業課 | ＴＥＬ：025-280-8880<br>〒950-8801　新潟市中央区美咲町１丁目１番１号　新潟美咲合同庁舎１号館 |
| | 中部地方整備局長<br>氏名 | 中部地方整備局<br>建政部<br>建設産業課 | ＴＥＬ：052-953-8572<br>〒460-8514　名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号　名古屋合同庁舎第2号館 |
| | 近畿地方整備局長<br>氏名 | 近畿地方整備局<br>建政部<br>建設産業第一課 | ＴＥＬ：06-6942-1141<br>〒540-8586　大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館 |
| | 中国地方整備局長<br>氏名 | 中国地方整備局<br>建政部<br>計画・建設産業課 | ＴＥＬ：082-221-9231<br>〒730-0013　広島市中区八丁堀2-15 |
| | 四国地方整備局長<br>氏名 | 四国地方整備局<br>建政部<br>計画・建設産業課 | ＴＥＬ：087-851-8061<br>〒760-8554　高松市サンポート3-33 |
| | 九州地方整備局長<br>氏名 | 九州地方整備局<br>建政部<br>建設産業課 | ＴＥＬ：092-471-6331<br>〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号　福岡第二合同庁舎 |
| | 沖縄総合事務局長<br>氏名 | 沖縄総合事務局<br>開発建設部<br>建設産業・地方整備課 | ＴＥＬ：098-866-0031<br>〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 |
| 産業廃棄物処理業 | 環境大臣<br>氏名 | 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部　産業廃棄物課 | ＴＥＬ：03-5501-3156<br>〒100-8975　東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎５号館 |
| 一般廃棄物処理業 | 環境大臣<br>氏名 | 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課 | ＴＥＬ：03-5501-3154<br>〒100-8975　東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎５号館 |

# 4．事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 |
|---|---|---|---|
| 有線テレビジョン放送業 | 北海道総合通信局長<br>氏　名 | 北海道総合通信局<br>情報通信部 情報通信連携推進課<br>（管轄区域：北海道） | TEL：011-709-2311（内線4765）<br>〒060-8795<br>札幌市北区北８条西２－１－１<br>札幌第一合同庁舎 |
| | 東北総合通信局長<br>氏　名 | 東北総合通信局<br>放送部有線放送課<br>（管轄区域：青森県、岩手県、<br>宮城県、秋田県、山形県、福島県） | TEL：022-221-0706<br>〒980-8795<br>仙台市青葉区本町３－２－２３<br>仙台第二合同庁舎 |
| | 関東総合通信局長<br>氏　名 | 関東総合通信局<br>情報通信部 情報通信連携推進課<br>（管轄区域：茨城県、栃木県、<br>群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、<br>神奈川県、山梨県） | TEL：03-6238-1683<br>〒102-8795<br>千代田区九段南１－２－１<br>九段第三合同庁舎 |
| | 信越総合通信局長<br>氏　名 | 信越総合通信局<br>情報通信部 放送課<br>（管轄区域：新潟県、長野県） | TEL：026-234-9993<br>〒380-8795<br>長野市旭町１１０８ |
| | 北陸総合通信局長<br>氏　名 | 北陸総合通信局<br>情報通信部放送課<br>（管轄区域：富山県、石川県、<br>福井県） | TEL：076-233-4493<br>〒920-8795<br>金沢市広坂２－２－６０<br>金沢広坂合同庁舎 |
| | 東海総合通信局長<br>氏　名 | 東海総合通信局<br>放送部有線放送課<br>（管轄区域：岐阜県、静岡県、<br>愛知県、三重県） | TEL：052-971-９１３６<br>〒461-8795<br>名古屋市東区白壁１－１５－１<br>名古屋合同庁舎第３号館 |
| | 近畿総合通信局長<br>氏　名 | 近畿総合通信局<br>情報通信部 情報通信連携推進課<br>（管轄区域：滋賀県、京都府、<br>大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県） | TEL：06-6942-8623<br>〒540-8795<br>大阪市中央区大手前１－５－４４<br>大阪合同庁舎第一号館 |
| | 中国総合通信局長<br>氏　名 | 中国総合通信局<br>放送部有線放送課<br>（管轄区域：鳥取県、島根県、<br>岡山県、広島県、山口県） | TEL：082-222-3392<br>〒730-8795<br>広島市中区東白島町１９－３６ |
| | 四国総合通信局長<br>氏　名 | 四国総合通信局<br>情報通信部放送課<br>（管轄区域：徳島県、香川県、<br>愛媛県、高知県） | TEL：089-936-5039<br>〒790-8795<br>松山市宮田町８－５ |
| | 九州総合通信局長<br>氏　名 | 九州総合通信局<br>放送部有線放送課<br>（管轄区域：福岡県、佐賀県、<br>長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、<br>鹿児島県） | TEL：096-326-7877<br>〒860-8795<br>熊本市西区春日２－１０－１<br>熊本地方合同庁舎Ａ棟 |
| | 沖縄総合通信事務所長<br>氏　名 | 沖縄総合通信事務所<br>情報通信課<br>（管轄区域：沖縄県） | TEL：098-865-2307<br>〒900-8795<br>沖縄県那覇市旭町１－９<br>カフーナ旭橋Ｂ－１街区５階 |

## 4. 事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 |
|---|---|---|---|
| 電気通信分野 | 北海道総合通信局長<br>氏名 | 北海道総合通信局<br>情報通信部　情報通信連携推進課<br>（管轄区域：北海道） | TEL:011-709-2311（内線:4765）<br>〒060-8795<br>札幌市北区北8条西2丁目1-1<br>札幌第１合同庁舎 |
| | 東北総合通信局長<br>氏名 | 東北総合通信局<br>情報通信部　情報通信連携推進課<br>（管轄区域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県） | TEL:022-221-0609<br>〒980-8795<br>仙台市青葉区本町三丁目2-23<br>仙台第２合同庁舎 |
| | 関東総合通信局長<br>氏名 | 関東総合通信局<br>情報通信部　情報通信連携推進課<br>（管轄区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県） | TEL:03-6238-1683<br>〒102-8795<br>千代田区九段南1-2-1<br>九段第３合同庁舎 |
| | 信越総合通信局長<br>氏名 | 信越総合通信局<br>情報通信部　電気通信事業課<br>（管轄区域：新潟県、長野県） | TEL:026-234-9948<br>〒380-8795<br>長野市旭町1108<br>長野第１合同庁舎 |
| | 北陸総合通信局長<br>氏名 | 北陸総合通信局<br>情報通信部　電気通信事業課<br>（管轄区域：富山県、石川県、福井県） | TEL:076-233-4422<br>〒920-8795<br>石川県金沢市広坂2-2-60 |
| | 東海総合通信局長<br>氏名 | 東海総合通信局<br>情報通信部　情報通信連携推進課<br>（管轄区域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県） | TEL:052-971-9316<br>〒461-8795<br>名古屋市東区白壁一丁目15番1<br>名古屋合同庁舎第３号館 |
| | 近畿総合通信局長<br>氏名 | 近畿総合通信局<br>情報通信部　情報通信連携推進課<br>（管轄区域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県） | TEL:06-6942-8584<br>〒540-8795<br>大阪市中央区大手前1丁目5番44号<br>大阪合同庁舎第１号館 |
| | 中国総合通信局長<br>氏名 | 中国総合通信局<br>情報通信部　情報通信連携推進課<br>（管轄区域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県） | TEL:082-222-3471<br>〒730-8795<br>広島市中区東白島町19-36 |
| | 四国総合通信局長<br>氏名 | 四国総合通信局<br>情報通信部　電気通信事業課<br>（管轄区域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県） | TEL:089-936-5041<br>〒790-8795<br>愛媛県松山市宮田町8-5 |
| | 九州総合通信局長<br>氏名 | 九州総合通信局<br>情報通信部　情報通信連携推進課<br>（管轄区域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県） | TEL:096-326-7318<br>〒860-8795<br>熊本市西区春日2丁目10番1号<br>熊本地方合同庁舎Ａ棟 |
| | 沖縄総合通信事務所長<br>氏名 | 沖縄総合通信事務所<br>情報通信課<br>（管轄区域：沖縄県） | TEL:098-865-2302<br>〒900-8795<br>那覇市旭町1-9<br>カフーナ旭橋B－1街区5階 |

## 4. 事業分野と提出先

| 事業分野 | 申請書の宛名 | 担当の窓口 | 問合せ先／住所 |
|---|---|---|---|
| 鉄道車両・同部分品製造業 | 北海道運輸局長<br>氏名 | 北海道運輸局<br>鉄道部計画課 | TEL:011-290-2731<br>北海道札幌市中央区大通西１０<br>札幌第2合同庁舎 |
| | 東北運輸局長<br>氏名 | 東北運輸局<br>鉄道部計画課 | TEL:022-791-7526<br>宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１<br>仙台第4合同庁舎 |
| | 関東運輸局長<br>氏名 | 関東運輸局<br>鉄道部監理課 | TEL:045-211-7239<br>神奈川県横浜市中区北仲通5-57<br>横浜第2合同庁舎 |
| | 北陸信越運輸局長<br>氏名 | 北陸信越運輸局<br>鉄道部計画課 | TEL:025-285-9153<br>新潟県新潟市中央区<br>美咲町1丁目2番1号<br>新潟美咲合同庁舎2号館 |
| | 中部運輸局長<br>氏名 | 中部運輸局<br>鉄道部監理課 | TEL:052-952-8030<br>愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1<br>名古屋合同庁舎第1号館 |
| | 近畿運輸局長<br>氏名 | 近畿運輸局<br>鉄道部監理課 | TEL:06-6949-6439<br>大阪府大阪市中央区大手前4-1-76<br>大阪合同庁舎第4号館 |
| | 中国運輸局長<br>氏名 | 中国運輸局<br>鉄道部計画課 | TEL:082-228-8797<br>広島県広島市中区<br>上八丁堀６－３０<br>広島合同庁舎４号館 |
| | 四国運輸局長<br>氏名 | 四国運輸局<br>鉄道部計画課 | TEL:087-825-1178<br>香川県高松市朝日新町１番３０号<br>高松港湾合同庁舎 |
| | 九州運輸局長<br>氏名 | 九州運輸局<br>鉄道部計画課 | TEL:092-472-4051<br>福岡県福岡市<br>博多区博多駅東2-11-1<br>福岡合同庁舎新館 |
| | 沖縄総合事務局長<br>氏名 | 沖縄総合事務局<br>運輸部車両安全課 | TEL:098-866-1837<br>沖縄県那覇市おもろまち2-1-1<br>那覇第2地方合同庁舎2号館 |

## 5．ホームページ・問い合わせ先

### 1　「経営力向上計画」について

①経営強化支援（中小企業庁ＨＰ）

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

②説明会案内

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160608kyoka.pdf

### 2　計画策定に関する支援ツール

①ローカルベンチマーク

- 企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール（道具）として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組み

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

②経営計画つくるくん

- 経営計画書の作成に不慣れな事業者の方、或いは、中小企業・小規模事業者の経営計画書作成の支援に携わる方に経営計画を策定していただくための支援ツールです。

http://www.smrj.go.jp/jinzai/063743.html#manual

## 5．ホームページ・問い合わせ先

### 2　計画策定に関する支援ツール

③認定経営革新等支援機関

- 税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等に、高度な中小企業支援を担っていただくため、認定制度を設け、中小企業者の経営課題を支援しています。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/

④省エネ支援総合ポータルサイト

- 省エネルギーに取り組む中小企業等を対象として、「無料省エネ相談」「無料省エネ診断」「無料節電診断」などの支援ツールを用意し、省エネに関する簡単な相談から専門家派遣によるアドバイスまで中小企業等の経営強化を支援しています。

http://www.shoene-portal.jp/

- また、過去の省エネ診断の結果を業種別にまとめ、省エネの取り組みがコスト削減につながった事例を紹介しています。

http://www.shoene-portal.jp/analytics/

⑤日本標準産業分類

- 経営力向上計画の「事業分野」は日本標準産業分類を確認のうえ、該当する小分類名を記載します。小分類の中で所管省庁が異なる場合があるので、できるだけ細分類名も併記してください。

http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10

お問合せ先　**経営力向上計画相談窓口**

中小企業庁

**中小企業庁 事業環境部 企画課**

**TEL:03-3501-1957（平日9:00-12:00,13:00-17:00）**

詳しくはこちら　経営強化法　検索